

令和元年度相模原市介護サービス情報の報告・調査・情報公表に関する計画

この計画は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3の第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び同令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を「令和元年度相模原市介護サービス情報の報告・調査・情報公表に関する計画」（以下「計画」という）として一体的に策定するものである。

第1 介護サービスの報告に関する計画

1 計画の内容

(1) 計画の基準日

平成31年4月1日

(2) 計画の期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

2 対象となるサービス事業者

次の(1)に掲げる介護サービスを提供する事業者のうち、(2)又は(3)に該当する事業所を設置する事業者。ただし、災害その他、報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者を除く。

(1) 対象となるサービス

ア 訪問介護

イ 夜間対応型訪問介護

ウ 訪問入浴介護（予防を含む）

エ 訪問看護（予防を含む）

オ 訪問リハビリテーション（予防を含む）

カ 通所介護

キ 認知症対応型通所介護（予防を含む）

ク 療養通所介護

ケ 通所リハビリテーション（予防を含む）

コ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）（予防を含む）

サ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）

シ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

ス 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）（予防を含む）

セ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）（予防を含む）

ソ 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

タ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅）（予防を含む）

チ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）（外部サービス利用型）（予防を含む）

- ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
- テ 福祉用具貸与（予防を含む）
- ト 特定福祉用具販売（予防を含む）
- ナ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
- ニ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
- ヌ 居宅介護支援
- ネ 介護老人福祉施設
- ノ 短期入所生活介護（予防を含む）
- ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ヒ 介護老人保健施設
- フ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）(予防を含む)
- ヘ 介護療養型医療施設
- ホ 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）(予防を含む)
- マ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ミ 複合型サービス
- ム 地域密着型通所介護
- メ 介護医療院
- モ 短期入所療養介護（介護医療院）(予防を含む)

(2) 計画の基準日前 1 年間における介護報酬（利用者負担を含む）が 1 0 0 万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）

(3) 平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に新たに介護サービスの提供を開始した、または開始するもの（以下「新規事業者」という。）。ただし、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 43 第 2 項に規定する介護サービス事業者については、報告の対象となる介護サービス事業者としない。

3 介護サービス事業者ごとの報告の提出先及び提出期限

(1) 提出先

名 称 相模原市指定情報公表センター
 法人名 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
 所在地 横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル 9 階

(2) 提出期限

別紙日程表のとおり。

4 報告の方法

(1) 既存事業者については、基本情報調査票及び運営情報調査票

(2) 新規事業者については、基本情報調査票

第2 調査事務に関する計画

1 計画の期間

令和元年8月1日から令和2年3月31日まで

2 調査事務の対象となる事業者

計画の基準日前1年間における介護報酬（利用者負担を含む）が100万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）のうち、平成12年度、平成15年度、平成18年度、平成21年度、平成24年度、平成29年度～令和元年度に介護保険指定事業所として新規に指定を受けた事業所を対象とする。

3 調査を行う月

別添日程表のとおり

4 指定調査機関の名称

名称 相模原市指定調査機関

法人名 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

所在地 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階

第3 情報公表事務に関する計画

1 計画の期間

令和元年8月1日から令和2年3月31日まで

2 情報公表事務の対象となる事業者

第1の2に同じ

3 公表を行う月

別添日程表のとおり

4 公表の方法

事業所が報告する介護サービス情報について、報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理し、厚生労働省が管理する「介護サービス情報公表システム」において公表する。

第4 その他

1 介護サービス情報の更新の取扱い

計画の期間内において報告した情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、その都度公表する。

2 廃止、休止及び効力停止事業所の取扱い

第1の2、第2の2、第3の2で定める対象者のうち、現に廃止、休止、又は指定の効力が停止中の事業所にあつては、該当期間中における情報は本計画の対象外とする。